

## 相楽東部広域連合立笠置児童館設置条例施行規則

平成 21 年 4 月 1 日  
教委規則第 32 号

### (設置)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合立笠置児童館設置条例（平成 21 年相楽東部広域連合条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第 2 条 条例第 3 条の事業は、次のとおりとする。

- (1) 健全な遊びの場を提供する。
- (2) 児童の知識を広め、社会的、文化的資質及び人権意識の向上を図る。
- (3) 児童の健全な遊びや行事を通して、情操を豊かにする。
- (4) 児童館周辺地区の児童並びに関係機関及び団体との連絡調整を行う。
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業を行う。

### (職員)

第 3 条 相楽東部広域連合立笠置児童館（以下「児童館」という。）に次の職員を置く。

- (1) 館長 1 名
- (2) 指導職員 若干名
- (3) その他の職員 若干名

### (職務)

第 4 条 館長は、上司の命を受け館務を掌理し、その他の職員は館長の命を受け職務に従事する。

### (開館の時間及び休館日)

第 5 条 児童館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。
- (2) 休館日は、日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (使用者)

第 6 条 児童館の利用者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条に規定する満 18 歳に満たない者
- (2) 児童の福祉及び社会福祉の増進のため、利用を希望する者
- (3) その他、広域連合長が必要と認める者

### (使用の許可)

第 7 条 児童館の施設・設備を使用しようとする者（以下「利用者」という。）は、笠置児童館使用許可申請書（様式第 1 号）を広域連合長に提出し、許可を受けなければならない。

ただし、前条第1号に該当する者は、館長の許可のみでたりるものとする。

2 広域連合長は、児童館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用者の遵守事項)

第8条 広域連合長は、使用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めた場合、又は事業運営上特別の必要が生じたときは、使用の条件を変更若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を停止を命ずることができる。

(1) 条例又は規則に違反して使用しようとし、又は使用したとき。

(2) 使用中において、著しく秩序を乱す行為があったとき。

(3) 使用に関して職員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(4) 施設・設備等を毀損、又は汚損するおそれがあるとき。

(5) その他、児童館において定める事項に違反したとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、相楽東部広域連合は、その補償の責は負わない。

(損害賠償)

第9条 使用者の責に帰すべき理由により、施設・設備等を毀損若しくは滅失したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、児童館の運営管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

館長	担当者

年 月 日

相楽東部広域連合長

様

住 所 (法人及び団体にあつては  
事務所の所在地及び名称)

申請者

氏 名

⑩

笠置児童館使用許可申請書

使用目的	
使用日時	月 日午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
使用人員	
使用責任者氏名	
備 考	

使用の許可	可 ・ 不可	使用室名	
-------	--------	------	--